

# 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則案の概要

平成19年7月

## 趣旨

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の規定に基づき、並びにこれらを実施するため、公益法人の認定に係る細則や公益法人の事業活動等に係る事項等を定めるものである。

## 主な内容

### 1. 公益法人の認定に係る細則（第1条～第10条関係）

#### ） 公益認定の基準

特別の利益を与えてはならない法人の関係者等の細則を定めるものである。

#### ） 公益認定の申請等の手続

公益認定の申請をする際の必要書類等の細則について定めるものである。

### 2. 公益法人の事業活動等（第11条～第43条関係）

#### ） 計算

公益目的事業比率、遊休財産額の保有の制限及び公益目的事業財産について、その計算方法等について定めるものである。

#### ） 財産目録等

公益法人が作成し公表する財産目録等の作成方法について定めるものである。

#### ） 合併の届出等の手続

公益法人が合併等をする際の手続を定めるものである。

### 3. 報告及び検査（第44条・第45条関係）

行政庁が公益法人から報告を聴取する際の手続等を定めるものである。

### 4. 公益目的取得財産残額（第46条～第50条関係）

公益目的取得財産残額の計算方法等について定めるものである。

### 5. 公示・公表（第51条・第52条関係）

法律に定める公示及び公表の方法について定めるものである。

## 施行期日

法の施行日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行日に同じ）とする。